ファミリー向け 賃貸物件（借上型特優賃 補助あり）

博多区・中央区に8住宅！

先着順受付

福岡市住宅供給公社
借上型特優賃のお知らせ

都心の３ＬＤＫが６万円台から！

借上型特優賃とは

平成９年から 11 年に建てられた民間住宅を、福岡市住宅供給公社が 20 年間借り上げたファミリー向け賃貸住宅です。

本来の家賃は８～12 万円台ですが、世帯の所得に応じた福岡市の家賃補助制度利用で、６～12 万円台の ご負担となります。（共益費は別途必要です。）

ご入居には所得等の要件・審査があり、世帯人数等により異なりますが年収がおおむね 400～1000 万円のファミリー世帯が対象となります。

※家賃補助制度の利用は公社借上期間（管理開始後 20 年間　最も長い住宅で平成 31 年度途中まで）に限られます

（公社建設型 補助なし）ファミリー向け賃貸物件

ナイスティ吉塚駅南

所在地：博多区千代１丁目
最寄り駅：JR吉塚駅　徒歩７分
駐車場：10,285 円/台～

交通の便だけでなく、買い物にも便利な立地！さらに、リビングは希少な床暖房です！

お部屋の例　※部屋の階数により、家賃・敷金が異なります

部屋タイプ	2LDK
家賃	76,100 円
共益費	5,000円
敷金	152,200 円
専有面積	65.53㎡

※公社建設型特優賃は、家賃補助制度の対象外です。

家賃補助の適用・ご入居には、世帯構成・所得等の要件・審査があります。
空室状況等は、お電話か公社ホームページでご確認ください。

福岡市住宅供給公社　営業係（特優賃担当）

お申し込み・お問い合わせは
特優賃専用ダイヤル　市営住宅の窓口とは異なります ご注意ください　092-271-2892

インターネットは　福岡 ナイスティ で 検索

営業時間 9:00～17:30／定休日 祝日・年末年始　〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 冷泉ハーブビル1階　http://www.nicety.or.jp/

平成28年度８月（第２回）
福岡市営住宅入居者募集案内書

抽選方式

市営住宅入居者募集予定（抽選方式）

募集月	案内書配布・申込受付期間
平成28年8月	**平成28年8月3日（水）～8月12日（金）**
平成28年11月	平成28年11月２日（水）～ 11月11日（金）
平成29年２月	平成29年２月１日（水）～２月10日（金）
平成29年５月	平成29年５月10日（水）～５月19日（金）

○予定は予告無く変更される場合があります。　○募集対象の住宅、戸数などは募集の都度決定します。
○募集時期になりましたら、「市政だより」でお知らせいたします。　※火災・水害などにより一時的に住宅が必要な方はご相談ください。

お問い合わせ先

市営住宅センター　募集係
（福岡市住宅供給公社）
〒812-0025 福岡市博多区店屋町 4-1 福岡市住宅供給公社 1 階
☎092・271・2561　FAX 092-272-5030

インターネット申し込みと入居申込書の両方での申し込みはできません

インターネット申し込みアドレス　申し込みは福岡市住宅供給公社のホームページから
http://www.nicety.or.jp
福岡市住宅供給公社 検索

インターネット申し込みは、期間中24時間申し込み可能

1. 募集案内書の見方 はじめにお読みください

はじめに必ずお読みください

申し込みに際しては、下記の順序に従って募集案内書をよく読んで申し込みください。

申し込みから入居までの流れなどを確認してください		掲載ページ
① 申し込みをするみなさまへ		2
② 申し込みから入居までの流れ		3～4

申し込み資格・抽選優遇制度を確認してください		掲載ページ
③ 申し込み資格	申し込みが可能な方の条件を記載しておりますので、確認してください。	5～15
④ 抽選優遇制度	抽選番号を多く割り振る「抽選優遇制度」について記載しておりますので、確認してください。	16～17

世帯区分を確認してください		掲載ページ
⑤ 2人以上で申し込む場合の要件	2人以上で申し込む場合に、上記③「申し込み資格」に加えて必要となる要件を世帯ごとに記載しております。各世帯の募集住宅と合わせて確認してください。	19～22

住宅種別		世帯区分	掲載ページ
一般住宅		一般世帯	19
		抽選優遇世帯 ひとり親世帯	19～21
		抽選優遇世帯 高齢者世帯	
		抽選優遇世帯 子育て（乳幼児）世帯	
		抽選優遇世帯 心身障がい者世帯	
		抽選優遇世帯 犯罪・DV 被害者世帯	
別枠募集住宅	一般住宅	子育て（中学生以下）世帯	21
		新婚世帯	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯	
	親子ペア仕様住宅	親子ペア世帯	22
	車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	

⑥ 1人（単身）で申し込む場合の要件	単身で申し込む場合に、上記 ③「申し込み資格」に加えて必要となる要件を世帯ごとに記載しております。各世帯の募集住宅と合わせて確認してください。	23～24

住宅種別	世帯区分	掲載ページ
一般住宅	単身者世帯	24
高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	23
車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	

⑦ 特別募集住宅について	25 ページの注意事項をよく読んで、申し込みください。	25

申し込みについての注意事項などを確認してください		掲載ページ
⑧ 申し込みについての注意など	申し込みについての注意事項や失格事項、抽選後の取り扱い、仮当選後の辞退に関すること、補欠者への住宅斡旋制度について記載しておりますので、確認してください。	25～26

募集住宅一覧表からご希望の住宅を選んでください		掲載ページ
⑨ 申込住宅の選択	各世帯別の募集住宅一覧表の中から、申し込みたい住宅を１つだけ選んでください。	27～50

申込書に記入してください		掲載ページ
⑩ 申込書に記入	申し込みたい住宅の抽選コードや住所、氏名などを別紙の「申込書の記入方法」を参考にしながら記入してください。	別紙

2. 申し込みをするみなさまへ

市営住宅は市民共有の財産です。

はじめに必ずお読みください

市営住宅は公営住宅法・市営住宅条例等に基づいて、建設・管理している住宅です。市民の方々が納められた税金が、その建設・管理のために使われています。
また、住宅にお困りの方々のために、一般的な民間賃貸住宅よりも安く家賃が設定されています。

共同住宅のルールを守る義務があります。

ペットの飼育・騒音・不法駐車などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
その他、法令・条例等で定められているルールを守っていただきます。

ペットは禁止です

管理組合（自治会等）の活動にご協力ください。

外灯・階段灯・エレベーターなどの電気代や共用水洗の水道代などの入居者が共同で使用する費用は、共益費として家賃以外に入居者全員で負担していただきます。
共益費については、入居者によって構成されている管理組合（自治会など）が徴収・支払いなどを行っています。入居後は、管理組合（自治会など）へ共益費をお支払いください。
また、清掃活動などについて、管理組合（自治会など）へ積極的に参加・協力していただく必要があります。

目次

申込資格要件等案内

1. 募集案内書の見方 …… 1
2. 申し込みをするみなさまへ …… 2
3. 申し込みから入居までの流れ …… 3
4. 申し込み資格 …… 5
5. 抽選優遇制度 …… 16
6. 申し込み世帯区分等一覧表 …… 18
7. 2人以上で申し込む場合の要件 …… 19
8. 1人（単身）で申し込む場合の要件 …… 23
9. 特別募集住宅の入居者募集について 25
10. 申し込みについてのご注意など …… 25

募集住宅一覧表

11. 今回の募集内容 …… 28
12.【空き家】2人以上で入居の募集住宅一覧表 29
13.【空き家】1人（単身）で入居の募集住宅一覧表 43
14. 特別募集住宅一覧表 …… 47

15. 随時募集制度について（お知らせ）… 51
16. 入居者募集ポイント方式（お知らせ）… 52
17. インターネットによる入居申し込みについて（お知らせ） 53
18. 関係先住所・地図…… 54

3. 申し込みから入居までの流れ

1. 募集案内書（この冊子）を手に入れる

配布場所

○市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）
○福岡市役所　情報プラザ
○各区役所情報コーナー
○入部出張所
○西部出張所

福岡市役所　情報プラザ

市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）

2. 申し込み受付

方法　入居申込書を郵送（所定の封筒で郵送してください）または、インターネットでの申し込み

期間　【郵送】平成 28 年８月３日（水）から８月 12 日（金）まで（８月 12 日の消印まで有効）
【インターネット】平成 28 年８月３日（水）9:00 から８月 12 日（金）23:59 まで

注意点
（1）**記入漏れなど、書類に不備がある場合は返送しますので、指定期日までに再提出してください。**
（2）**受付後、抽選番号通知書（ハガキ）を送付します。インターネット申し込みの場合は、上記に加え、メールでも抽選番号を通知します。**

インターネット申し込みと入居申込書の両方での申し込みはできません

相談窓口　応募についての相談窓口を申込受付期間中、市営住宅センター３階に開設しています。（平日　午前９時～午後５時）※土・日曜日・祝日は除く

3. 抽選会

日時　平成 28 年９月１日（木）午前 10 時から１時間半程度（予定）

場所　**中央市民センター３階ホール**

注意点
（1）公開抽選で行います。
（2）抽選はコンピューターを使用し、仮当選・補欠番号を決定します。
（3）抽選会場の交通アクセスは 54 ページをご覧ください。
（4）当日、抽選会への参加の有無は当落に影響ありません。
（5）当日、抽選会場へのお車でのご来場はご遠慮ください。

4. 結果発表

掲示場所　市営住宅センター（福岡市住宅供給公社）、福岡市役所 情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部出張所、西部出張所

期間　平成28年９月２日（金）午前９時から９月９日（金）午後５時まで

注意点
（1）**抽選結果の通知を希望される方は、抽選結果通知書に必要事項をご記入のうえ 52 円切手を貼って申し込んでください。なお、インターネット申し込みの場合はメールで通知します。また、電話での抽選結果のお問い合わせには一切お答えできません。**
※仮当選者及び補欠者には別途文書でも通知します。
（2）抽選会終了後は、会場での仮当選番号表の掲示はいたしません。翌日からの区役所などでの掲示でご確認ください。福岡市住宅供給公社のホームページにも抽選会翌日以降掲載予定です。

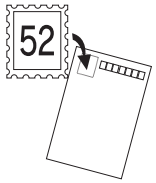

申し込みは福岡市住宅供給公社のホームページから
福岡市住宅供給公社　検索
http://www.nicety.or.jp

5. 資格審査

日時　平成28年９月12日（月）から９月17日（土）まで（午前９時～午後５時の予定）※日曜日・祝日は除く

場所　市営住宅センター　３階講堂
抽選で仮当選となった方は、市営住宅の入居資格を確認するための審査を受けていただきます。詳しい資格審査の日時・必要な書類などについては、文書でお知らせします。

必要な書類（基本的な例）
○親族関係確認のための、「本籍」「世帯主との続柄」がのった世帯全員の住民票（外国人は記載事項を省略していない住民票）
○持ち家有無の確認のため、現在住んでいるところの賃貸借契約書
○18 歳以上の方は、市（区）町村長が発行する最新の所得証明書
○18 歳以上の方は収入に関する書類
○その他、申し込み資格を確認するために必要と思われる書類
※マイナンバー（個人番号）の記載がある書類については取扱いできませんのでご注意下さい。
※公的証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限ります。

注意点
○収入状況などについては、資格審査時に確認します。収入超過であることが確認された場合は失格となります。
○９月 17 日（土）までに資格審査を受けなかった方は失格となります。
○資格審査の結果、市営住宅に入居する資格のないことが判明した場合は失格となります。

6. 住宅紹介

時期　住宅は、当選順位に従って、10 月中旬から順次紹介をします。

内容
（1）空き家住宅は、入居予定の部屋番号をお知らせし、実際に部屋の下見をしてもらいます。市営住宅は、住むために最低限必要な修繕以外は行いません。
（2）契約に関する書類は、住宅を紹介する時にお渡しします。

注意点
棟や階数の指定はできません。
※駐車場のご契約を希望される人は、住宅を紹介する時にお申し出ください。契約可能車両などにつきましては 25 ページ「申し込みについてのご注意など1」をご参照ください。

25 ページへ

7. 契約

内容　契約に関する書類がすべてそろった方と契約します。同時に住宅の鍵をお渡ししますので、管理義務が発生します。

期限　平成 28 年 11 月末日

注意点
（1）期限までに契約ができない場合は失格になります。
（2）資格要件（婚姻・離婚・持家処分等）が満たされなければ契約はできません。
（3）連帯保証人１名の各証明書と家賃３ヶ月分の敷金を支払った領収書が必要です。

8. 入居

4. 申し込み資格 1

次の(1)～(7)の条件を満たしていなければ申し込みはできません。

(1) 申込者本人が **福岡市に住んでいるか、勤務**していること

市外居住の方でも福岡市内に勤務（通勤）している方は申し込むことができますが、**申し込み締め切り日現在で既に同一事業所に４ヶ月以上継続して雇用され、かつ、一週間の勤務時間数が 30 時間以上であること**が必要です。その場合でも、入居契約前に勤務先を退職すると当選されても失格になります。

申込者本人は、契約後名義人となります。

申し込み後の名義人の変更はできません。

(2) **日本国籍**を有しているか、または**外国人**にあっては「中長期在留者」もしくは「特別永住者」であること

(3) **現在住宅に困って**いること

現在、**市営住宅の名義人となっている方を含む申し込み（車椅子使用者世帯に申し込む場合は除く）や市内市外にかかわらず持家がある方の申し込みはできません。**（入居手続きまでに持家を処分する場合を除く）

※持家がある方は入居契約時（※契約期限：平成28年11月末日）までに持家を処分したことを証明する書類（不動産売買契約書等）を提出する必要があります。

また、所有者が移転したことを確認するため、入居後１ヶ月以内に建物登記全部事項証明書を提出していただきます。

持家がある方の申し込みはできません。

(4) 過去に市営住宅を**不正に使用**したことがないこと

福岡市営住宅において、家賃滞納・迷惑行為などによる法的措置を受けたことがないこと、および市営住宅条例に違反したことがないこと。

また、福岡市営住宅に住所を有する方は、市の同居承認を受けていること（無断で入居している方は不可）。

(5) **暴力団員でないこと**

申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員をいう）

※入居資格について警察本部に照会いたします。

(6) 申込者本人は**成年者**（20歳未満の既婚者含む）であり、現に**同居する親族**がいること

※同居の条件については、1人（単身）で申し込む場合を除きます。
単身で申し込む場合の要件は 23～24 ページをご確認ください。

☞23～24ページへ

（ア）婚約中や内縁関係にある方も申し込みは可能ですが、**夫婦や父母の別居など、世帯を不自然に分割した申し込みや他に扶養すべき方がいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。**

（イ）内縁関係にある方の申し込みは**住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」と記載する届出を申し込み締切日までに完了している方（続柄の記載が「同居人」は不可）**に限ります。

（ウ）**申込書に記入したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格です。（出産・死亡の場合を除く）**

（エ）親と同居しない未成年者（孫・甥・姪等）との申し込みは相応の理由が必要です。申し込み時に理由を記入した書類を同封してください。

例）「両親がともに亡くなった孫を引き取り、平成17年７月より同居しています」など。

(7) **収入基準**にあうこと

申込者及び同居しようとする親族（婚約者、内縁関係にある方を含む）の収入を合わせ、諸控除後の月収額が **158,000 円**以下であることが必要です。月収額の計算については7～15ページを参照ください。ただし、申込者または同居親族が次の（ア）～（ク）の要件に該当する場合は **214,000 円**以下に、（ケ）～（シ）に該当する場合は **259,000円**以下になります。

☞ 7～15ページへ

（ア）身体障害者手帳を所持し１級から４級までの方
（イ）精神障害者保健福祉手帳を所持し１級または２級の方
（ウ）療育手帳を所持しＡまたはB1の方、または、重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長か更生相談所の長から判定された方
（エ）戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症までまたは別表第１号表の３の第１款症の方
（オ）原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方
（カ）引揚者で引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
（キ）申し込み締め切り日現在、申し込み者が 60 歳以上の方で、同居する親族のいずれもが60歳以上の方か18歳未満の方
（ク）ハンセン病療養所入所者など

→ **214,000 円** 以下

（ケ）中学生以下（平成13年４月２日以降に出生）の児童がいる世帯
（コ）18歳（18 歳に達する日以後の最初の４月１日までの間にある方）までの児童が３人以上いる世帯
（サ）配偶者がなく、かつ20歳未満の子を扶養している世帯
（シ）母子手帳を所持し、現在妊娠している方がいる世帯

→ **259,000 円** 以下

4. 申し込み資格 2

月収額の計算方法

市営住宅は、世帯全員の所得額により、入居の可否や、家賃等が決まります。
下記の手順に従って、世帯の月収額を計算してください。

(1) 入居希望者の所得額を 1 人ずつ計算してください。

※計算方法については、○給与所得者の人は ☞ 9 ページへ
○年金所得者の人は ☞ 11 ページへ
○事業所得者の人は ☞ 13 ページへ

(2)1人ずつの所得額を合計し、世帯全員の所得額を計算してください。

例) 世帯に A さん、B さんの 2 人の所得者がいる場合

A さんの所得額 円 ＋ B さんの所得額 円 ＝ 世帯全員の所得額 (2) 円

(3)世帯の控除額の合計を計算してください。

※下表を参考に計算してください。控除についての詳しい説明は ☞ 15 ページへ

控除の種類	内容	控除額	合計
ア . 同居及び扶養控除	配偶者及び所得税の控除を受けている親族並びに同居親族（婚約者等）	380,000 円 × 人	円
イ . 特定扶養控除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満である方	250,000 円 × 人	円
ウ . 老人扶養（控除対象配偶者）控除	控除対象配偶者及び扶養親族で 70 歳以上の方	100,000 円 × 人	円
エ . 寡婦（夫）控除 ※1	所得のある人が寡婦、または寡夫の場合	270,000 円 × 人	円
オ . 障害者控除	申し込み者及び同居親族並びに扶養親族の中に障がい者がいる場合	270,000 円 × 人	円
カ . 特別障害者控除	申し込み者及び同居親族並びに扶養親族の中に重度の障がい者がいる場合	400,000 円 × 人	円
合計（アからカまでの控除額を合計してください）			円

※1 寡婦（夫）については 15 ページを参照してください。

世帯の控除額合計 (3) 円

(4)世帯全員の所得額から、世帯の控除額の合計を差し引き、12で割った額が月収額となります。

世帯全員の所得額 (2) 円 － 世帯の控除額合計 (3) 円 ÷ 12 ＝ 世帯の月収額 円

※上記 (2) で計算した金額　※上記 (3) で計算した金額

※次ページの表で申し込みの可否を確認してください。

月収額に基づく収入分位確認表

世帯の月収額	収入分位	申し込みの可否
0円～104,000 円	1	○ 申し込み可
104,001 円～123,000 円	2	
123,001 円～139,000 円	3	
139,001 円～**158,000 円**	4	
158,001 円～186,000 円	5	6 ページ (7) の (ア) ～ (ク) に該当する世帯は申し込み可
186,001 円～**214,000 円**	6	
214,001 円～**259,000 円**	7	6 ページ (7) の (ケ) ～ (シ) に該当する世帯は申し込み可
259,001円～	-	× 申し込みできません

家賃はお申し込み世帯の月収額に応じて、第 1 分位から第 7 分位に分かれています。 ☞29～50ページへ

メモ欄

4. 申し込み資格 3

月収額の計算方法は給与所得者、年金所得者、事業所得者の３タイプあります。

給与所得者の場合の所得金額の算出

1. 現在の勤務先に前年１月１日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

2. 現在の勤務先に前年１月２日以降に就職し、現在まで勤務しているとき

源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ / ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	
給料・賞与	＊＊＊＊＊＊＊	＊＊＊＊＊＊＊	

（例）5ヶ月勤務しているとき

5ヶ月間の収入額（※）÷5×12

＝　　　　円

※1ヶ月に満たない月は含みません。

下表の収入額に該当する計算方法で所得金額をだしてください。

	収入額	所得金額	
a	650,999円以下	0円	
b	651,000円～1,618,999円	収入額－650,000円	
c	1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
d	1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
e	1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
f	1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
g	1,628,000円～1,799,999円	1. 収入額 ÷4=(A) 2.(A) の 1,000 円未満を切り捨てます。その金額を (B) とします。 ※右の表の（B）に当てはめてください	(B) ×2.4
h	1,800,000円～3,599,999円		(B) ×2.8－180,000円
i	3,600,000円～6,599,999円		(B) ×3.2－540,000円

7ページへ　7ページの(2)に当てはめてください。

月収額の計算

給与所得者の事例

Bさんの場合（3人家族）

本人：30歳　現在の勤務先に前年１月１日以前に就職している。
年間収入額315万円

妻：25歳　現在の勤務先に前年1月2日以降に就職し、
現在まで５か月間勤務
５か月間の収入額：30万円

子：4歳

計算1　世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額（９ページhに当てはめる）

① 3,150,000÷4＝787,500
② 787,500の1,000円未満を切り捨てると 787,000
③ 787,000×2.8−180,000＝ 2,023,600

妻の所得額

① 300,000÷5×12＝720,000
（９ページbに当てはめる）
② 720,000−650,000＝ 70,000

世帯の所得　本人の所得額 2,023,600 ＋ 妻の所得額 70,000 ＝ 世帯全員の所得額 2,093,600

計算2　控除額を計算します。（15ページ「控除の種類」参照）

15ページへ

≪同居及び扶養控除≫

同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）

38万円 ×（入居しようとする家族数−本人＋入居しない扶養親族数）

380,000 × (3−1＋0) ＝ 世帯の控除額合計 760,000

計算3　世帯の月収額を計算します。

（世帯全員の所得額 2,093,600 − 世帯の控除額合計 760,000）÷ 12 ＝ 世帯の月収額 111,133

8ページの収入分位から2分位

29ページからの募集住宅一覧表の家賃は第2分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000円	5	158,001～186,000円
2	104,001～123,000円	6	186,001～214,000円
3	123,001～139,000円	7	214,001～259,000円
4	139,001～158,000円	-	

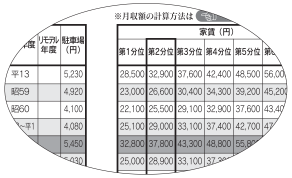

4. 申し込み資格 4

年金所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年１月１日以前から支給されている方

2. 前年１月２日以降に支給されている方

源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
氏名	＊＊＊＊＊	
種別	支払金額	源泉徴収金額
年金	＊＊＊,＊＊＊,＊＊＊ 円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 0 円
扶養親族等	人	控除対象配偶者の有無等

年金証書または改訂通知書に記載の
年間総支給額

＝ 円

下表の収入額に該当する計算方法で
所得金額をだしてください。

年齢		収入額		所得金額
65 歳以上の方	a	1,200,000 円以下	→	0 円
	b	1,200,001 円～3,299,999 円	→	収入額－1,200,000 円
	c	3,300,000 円～4,099,999 円	→	収入額 ×0.75－375,000 円
65 歳未満の方	d	700,000 円以下	→	0 円
	e	700,001 円～1,299,999 円	→	収入額－700,000 円
	f	1,300,000 円～4,099,999 円	→	収入額 ×0.75－375,000 円

7 ページへ 7ページの(2)に当てはめてください。

月収額の計算

年金所得者の事例

Cさんの場合（2人家族）

本人：72 歳　　年間支給額　170 万円
妻：64 歳　　年間支給額　62 万円

計1算 世帯全員の所得金額を計算します。

本人の所得額（11 ページ b に当てはめる）
1,700,000 － 1,200,000 ＝ 500,000

妻の所得（11 ページ d に当てはめる）
700,000 以下のため 0

世帯の所得　本人の所得額 500,000 ＋ 妻の所得額 0 ＝ 世帯全員の所得額 500,000

計2算 控除額を計算します。（15 ページ「控除の種類」参照）

15 ページへ

≪同居及び扶養控除≫
同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）
38 万円 ×（入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数）
380,000 × （2－1＋0） ＝ 世帯の控除額合計 380,000

計3算 世帯の月収額を計算します。

世帯全員の所得額 500,000 － 世帯の控除額合計 380,000 ÷ 12 ＝ 世帯の月収額 10,000

8 ページの収入分位から 1 分位

29ページからの募集住宅一覧表の家賃は第1分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	

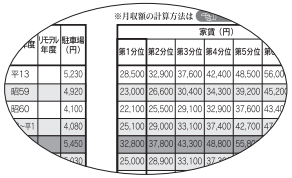

4. 申し込み資格 5

事業所得者の場合の所得金額の算出

1. 前年１月１日以前に事業を始めたとき

確定申告の控え

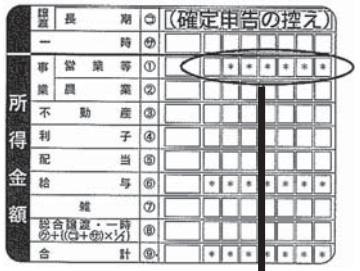

2. 前年１月２日以降に事業を始めたとき

（例）５ヶ月事業しているとき

５ヶ月間の所得金額（※）÷5×12

＝ 円

※１ヶ月に満たない月は含みません。

7 ページへ 7ページの(2)に当てはめてください。

メモ欄

月収額の計算

事業所得者の事例

Aさんの場合（4人家族）

本人：45 歳　前年１月１日以前に事業を始めている。
　　年間所得額 250 万円
妻：40 歳　無職
子：17 歳　高校生
子：11 歳　小学生

計1算 世帯全員の所得金額を計算します。

世帯の所得　本人の所得額 2,500,000 ＋ 妻の所得額 0 ＝ 世帯全員の所得額 2,500,000

計2算 控除額を計算します。（15 ページ「控除の種類」参照）

15 ページへ

≪同居及び扶養控除≫

同居及び扶養控除は２人以上で申し込む場合は、必ず控除できます。
（「控除の種類」アに該当）
38 万円 × （入居しようとする家族数－本人＋入居しない扶養親族数）

380,000 × (4－1＋0) ＝ 1,140,000

≪特定扶養控除≫

扶養親族に 16 ～ 22 歳の方がいる場合、同居及び扶養控除とあわせて控除してください。（Aさんの場合 17 歳の高校生が１人いるので）
25 万円 × １人 ＝ 250,000

控除額　1,140,000 ＋ 250,000 ＝ 世帯の控除額合計 1,390,000

計3算 世帯の月収額を計算します。

世帯全員の所得額 2,500,000 － 世帯の控除額合計 1,390,000 ÷ 12 ＝ 世帯の月収額 92,500

8 ページの収入分位から１分位

29 ページからの募集住宅一覧表の家賃は第１分位の家賃を見てください。

収入分位	世帯の月収額	収入分位	世帯の月収額
1	0～104,000 円	5	158,001～186,000 円
2	104,001～123,000 円	6	186,001～214,000 円
3	123,001～139,000 円	7	214,001～259,000 円
4	139,001～158,000 円	-	

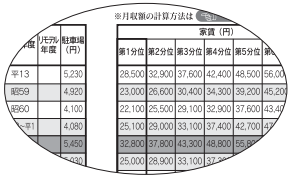

4. 申し込み資格 6

控除の種類

控除の種類	要件	控除額
ア．同居及び扶養控除	次のいずれかの方 ○市営住宅に一緒に入居する配偶者及び親族ならびに婚約者 ○所得税法の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方	**1人につき 38万円**
イ．特定扶養控除	○扶養親族のうち、16 歳以上 23 歳未満の方	**1人につき 25万円**
ウ．老人扶養控除 （控除対象配偶者）	○扶養親族及び扶養対象配偶者で、70歳以上の方	**1人につき 10万円**
エ．寡婦（夫）控除	所得のある方が次のいずれかの方 **［寡婦］** ○夫と離婚し、扶養親族または所得金額が38万円以下の生計を一にする子を有している方 ○夫と死別、または夫が生死不明の方 **［寡夫］** ○所得金額 500 万円以下の方で、妻と離婚、死別または妻が生死不明であり、所得金額38万円以下の生計を一にする子を有する方	**27万円 （所得額が27万円以下の場合はその額）**
オ．障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族（所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方）で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、3 級から 6 級の方 ○療育手帳を所持し、B の方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から中度以下の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、2 級か 3 級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、第 4 項症から第 5 款症の方	**1人につき 27万円**
カ．特別障害者控除	本人または同居者あるいは扶養親族（所得税法上の扶養控除を受けている親族で一緒に入居しない方）で下記の方 ○身体障害者手帳を所持し、1 級か 2 級の方 ○療育手帳を所持し、A の方、または、児童相談所の長か更生相談所の長から重度の知的障がい者と判定された方 ○精神障害者保健福祉手帳を所持し、1 級の方 ○戦傷病者手帳を所持し、特別項症から第 3 項症の方 ○被爆者手帳を所持し、原爆の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けている方	**1人につき 40万円**

5. 抽選優遇制度 1

抽選番号数割り振り一覧表

今回の申込回数	多回数申し込みによる優遇のみ （世帯区分による優遇なし）	多回数申し込みによる優遇 ＋ 世帯区分による優遇あり
1 回～4 回目	**1 個**	**2 個**
5 回～8 回目	**2 個**	**4 個**
9 回～12 回目	**4 個**	**6 個**
13 回～16 回目	**8 個**	**10 個**
17 回～20 回目	**10 個**	**12 個**
21 回～25 回目	**15 個**	**17 個**
26 回～30 回目	**20 個**	**22 個**
31 回～35 回目	**25 個**	**27 個**
36 回目以上	**30 個**	**32 個**

次ページへ

多回数申し込みによる抽選優遇制度

優遇内容

市営住宅の申し込みが今回で 5 回目（落選回数4 回）以上の方には、抽選番号を多く割り振ります。
申込回数が 5 回目以上の方は、前回申し込み時の抽選番号通知書（ハガキ）をご確認の上、申込書に申込回数を記入してください。

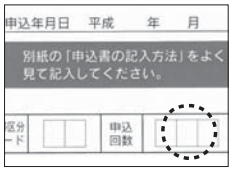

注意点

（ア）姓が変わった場合や、配偶者の死亡などにより、やむを得ず申込者を変更する場合は、必ず前回申し込み時の抽選番号通知書（ハガキ）を同封してください。
（イ）申込回数は、平成 5 年度第 1 回募集の申し込みからが対象となります。また、以前は同時期の募集で、新築・空き家の両方への申し込みを受け付けていたことがありますが、同時期の募集の申込回数は 1 回とみなします。
（ウ）仮当選（補欠の繰り上げを含む）した後に入居を辞退・失格となった場合は、それまでの申込回数は 0 になり、次回の申し込みは 1 回目からとなります。

5. 抽選優遇制度 2

世帯区分による抽選優遇制度

優遇内容

(ア) 2人以上で申し込む場合

右記世帯に該当する方（資格要件は19～21ページを参照）には抽選番号を多く割り振ります。

19～21 ページへ

①ひとり親世帯
②高齢者世帯
③子育て（乳幼児）世帯
④心身障がい者世帯
⑤犯罪・DV被害者世帯

(イ) 単身で申し込む場合

高齢単身者・身体障がい単身者世帯、単身者世帯に該当する方（資格要件は23～24ページを参照）で、下記要件に該当する方には抽選番号を多く割り振ります。

23～24 ページへ

■優遇される人の要件（単身で申し込む場合）

①身体障害者手帳を所持し１級から４級までの方
②精神障害者保健福祉手帳を所持し１級または２級の方
③療育手帳を所持しAまたはB１の方、または、重度または中度の知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方
④戦傷病者手帳を所持し恩給法別表第１号表の２の特別項症から第６項症までまたは別表第１号表の３の第１款症の方
⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
⑥引揚者で引き揚げた日から起算して５年を経過していない方
⑦ハンセン病療養所入所者など
⑧犯罪・DV被害者（資格の内容は、20～21ページの犯罪・DV被害者世帯に記載しています）

20～21 ページへ

※高齢単身者・身体障がい単身者世帯または単身者世帯で申し込む場合の“優遇あり”は申し込み回数が多い方への優遇措置ではありません。上記①～⑧のいずれかに該当する方を優遇ありとして受け付け、それ以外の方よりも抽選番号を多く割り振ります。

注意点

上記（ア）、（イ）に該当しない方が世帯区分による抽選優遇世帯で申し込んだ場合は、仮当選しても失格となりますので、各世帯の要件をこの募集案内書でよく確認してください。

6. 申し込み世帯区分等一覧表

自分がどの世帯区分に該当し、申し込みをするか、下記をご参照ください。
※【　】は世帯区分コード

	住宅種別		世帯区分		世帯区分コード	掲載ページ
2人以上で入居	一般住宅		一般世帯		【01】	19
			抽選優遇世帯	ひとり親世帯	【13】	19～21
				高齢者世帯	【03】	
				子育て（乳幼児）世帯	【80】	
				心身障がい者世帯	【10】	
				犯罪・DV被害者世帯	【12】	
	別枠募集住宅	一般住宅	子育て（中学生以下）世帯		【82】	21
			新婚世帯		【81】	
		高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	
		親子ペア仕様住宅	親子ペア世帯		【93】	22
		車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		【16】	
	特別募集住宅	一般住宅	一般世帯		【01】	19・25
			抽選優遇世帯	ひとり親世帯	【13】	19～21・25
				高齢者世帯	【03】	
				子育て（乳幼児）世帯	【80】	
				心身障がい者世帯	【10】	
				犯罪・DV被害者世帯	【12】	
		高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢者・身体障がい者世帯		【83】	21・25
		親子ペア仕様住宅	親子ペア世帯		【93】	22・25
		車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯		【16】	

	住宅種別		世帯区分	世帯区分コード	掲載ページ
1人（単身）で入居	一般住宅		単身者世帯	【41】	24
			抽選優遇あり	【43】	
	高齢者・身体障がい者仕様住宅		高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	23
			抽選優遇あり	【98】	
	車椅子仕様住宅		車椅子使用者世帯	【16】	23
	特別募集住宅	一般住宅	単身者世帯	【41】	24・25
			抽選優遇あり	【43】	
		高齢者・身体障がい者仕様住宅	高齢単身者・身体障がい単身者世帯	【94】	23・25
			抽選優遇あり	【98】	
		車椅子仕様住宅	車椅子使用者世帯	【16】	23・25

○別枠募集とは、「一般住宅」、「特別募集住宅」とは別に割り当てられた住宅です。抽選優遇世帯ではないため、抽選の際の番号が多く割り振られることはありませんが、申し込みの要件があるので、応募者は少なくなる傾向があります。
○特別募集住宅とは、前入居者において、室内で死亡事故などが発生したことが分かった住宅です。
○世帯区分コードの記入ミスにご注意ください。

7. 2人以上で申し込む場合の要件 1

一部の住宅には、入居する人数の制限があります。3人以上となっている住宅には、2人での申し込みはできません。
また、**出産前の子は人数に含みません。**

一般世帯 【世帯区分コード：01】

資格 5～14ページの資格を全て満たしている世帯 5～14ページへ

一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯

下記の世帯で申し込むと抽選番号割り振りの際、世帯区分による抽選優遇制度があります。 17ページへ

一般世帯と一緒に募集する抽選優遇世帯
- ひとり親世帯
- 高齢者世帯
- 子育て（乳幼児）世帯
- 心身障がい者世帯
- 犯罪・DV 被害者世帯

ひとり親世帯 【世帯区分コード：13】

資格 5～14 ページの資格を全て備え、申込者が配偶者がなく、かつ現に同居し、若しくは同居しようとする20歳未満の子を扶養している方 5～14ページへ

注意点
(1) 仮当選後の資格審査時に遺族年金証書、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証、戸籍全部事項証明書など入居資格を確認できる証明書を提出していただきます。
(2) 離婚手続き中の方は、仮当選後の資格審査時に離婚に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までに離婚を証明する書類(戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書)を提出する必要があります。

高齢者世帯 【世帯区分コード：03】

資格 5～14ページの資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、20歳未満の方、60歳以上の方だけで構成される世帯 5～14ページへ

注意点
(1) 未成年の孫など(孫などの親が同居しない場合)との同居には相応の理由が必要です。申し込み時に理由を記入した書類を同封してください。
(2) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、特別な仕様にはなっていません。
高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は21ページ参照）。

子育て（乳幼児）世帯 【世帯区分コード：80】

資格 5～14 ページの資格を全て備え、申込者が同居する親族に配偶者と小学校就学前（平成22 年4月2日以降に出生）の子の両方を含んで構成されている世帯（婚約中の方も含む） 5～14ページへ

心身障がい者世帯 【世帯区分コード：10】

資格 5～14 ページの資格を全て備え、下記の(ア)～(エ)に該当する方がいる世帯 5～14ページへ
(ア) 下記の表に該当する方

手帳の種類	該当する方	該当しない方
身体障害者手帳	1・2・3・4 級	5・6 級
精神障害者保健福祉手帳	1・2 級	3 級
療育手帳	A1・A2・A3・B1	B2

(イ) 重度または中度の知的障がい者であることを児童相談所の長または更生相談所の長から判断された方
(ウ) 戦傷病者手帳を所持し恩給法別第 1号表の 2 の特別項症から第6項症までまたは別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方
(エ) 現在、心身障がい者世帯に該当する級の手帳を申請中の方（契約期限までに交付される方）

注意点
(1) 身体障害者手帳などに記載されている障がいの級によっては、該当しない場合がありますので、必ず上記の手帳の級を確認してください。
(2) 仮当選後の資格審査時に、心身障がい者世帯であることを証明していただくために、下記の表の証明書類の写しを提出していただきます。
(3) 住宅の仕様は、一般世帯と同じ仕様で、特別な仕様にはなっていません。
高齢者・身体障がい者仕様をご希望の場合は、高齢者・身体障がい者世帯で申し込みください（申込資格は 21 ページ参照） 21ページへ

障がいの内容	証明書類
身体障がい者	○身体障害者手帳
精神障がい者	○精神障害者保健福祉手帳
知的障がい者	○療育手帳
	○知的障がい者用申込資格調査書の証明書など
戦傷病者	○戦傷病者手帳

犯罪・DV 被害者世帯 【世帯区分コード：12】

資格 5～14 ページの資格を全て備え、下記の (ア)または(イ) に該当する世帯 5～14ページへ
(ア) 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな方及びその家族または遺族で下記の①または②に該当することが証明される方を含む世帯(警察に被害届を提出した方であって、犯罪被害者であることが確認できる方)
①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方
②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方
(イ) DV 被害者がいる世帯
DV被害者とは配偶者等からの暴力を受けた方で次の①･②のいずれかに該当する方。
①婦人相談所の一時保護、または婦人保護施設の保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方
②裁判所がした退去命令、または接近禁止令の申し立てを行い、その命令が効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
※資格審査時に上記の内容を確認できる証明書を提出していただきます。

7. 2人以上で申し込む場合の要件 2

注意点

(1) 入居資格について事前に確認させていただいたり、県警本部に被害届の提出状況について照会させていただく場合があります。

(2) 仮当選後の資格審査時に入居資格を確認するため、犯罪・DV（配偶者等からの暴力）被害者であることを確認できる証明書（関係機関からの証明書、医師からの診断書など）を提出していただきます。

一般世帯・抽選優遇世帯と別枠で募集する世帯

一般住宅や特別募集住宅との重複不可

別枠募集住宅は空き家の状況で募集しますので、毎回必ず募集するとは限りません。

子育て（中学生以下）世帯 【世帯区分コード：82】

資格

5～14ページの資格を全て備え、申込者と中学生以下（平成13年4月2日以降に出生）の申込者の子がいる世帯

5～14ページへ

注意点

一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申し込みはできません。

新婚世帯 【世帯区分コード：81】

資格

5～14ページの資格を全て備え、申込者及び配偶者(婚約者)の年齢がともに40歳以下で、婚姻の届出日から申込締切日までの期間が1年以内の世帯（婚約中の方も含む）

5～14ページへ

注意点

(1) 婚約中の方は、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約書を提出していただきます。また、入居契約時までに婚姻を証明する書類（戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書）を提出していただきます。

(2) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申し込みはできません。

高齢者・身体障がい者世帯 【世帯区分コード：83】

住宅仕様

この住宅は緊急通報システムや数ヵ所の手すり設置などの高齢者・身体障がい者仕様となっていますので、一般住宅とは入居する住宅の仕様が異なります。

※緊急通報システムとは、部屋の中に設置しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴り始め、一定の時間内に解除しなければ部屋の鍵が自動的に解錠になるシステムです。発作などの不測の事態に有効です。

資格

5～14ページの資格を全て備え、次のいずれかに該当する世帯。

5～14ページへ

① 申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者か60歳以上の方だけで構成される世帯

② 身体障害者手帳1級から4級までの手帳を所持している方がいる世帯

注意点

(1) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申し込みはできません。

(2) 緊急通報システムが設置されていない住宅もあります。

親子ペア世帯 【世帯区分コード：93】

住宅仕様

この住宅は、1階の隣同士の2つの住戸に親世帯と子世帯が別々に入居するものです。この2つの住宅はベランダでつながっており、風呂は子世帯にだけ付いています。

資格

親世帯

(1) 5～14ページの資格を全て備え、申込者が60歳以上で、同居する親族が配偶者、20歳未満の方、60歳以上の方だけで構成される世帯

(2) 5～14ページの資格の(1)～(5)、(7)を備え、申込者が60歳以上の方であれば単身の場合でも申し込み可能です。

※左記(1)(2)のいずれかに該当していれば申し込み可能です。

子世帯

一般世帯と同じ（5～14ページに記載）

5～14ページへ

注意点

(1) 2世帯で一つの申し込みとなるため、同じ封筒に2通の申し込み書を入れて郵送してください。

(2) 親世帯・子世帯で1つの住戸に同居する場合は、一般世帯や優遇世帯などで申し込みをしてください。

車椅子使用者世帯 【世帯区分コード：16】

住宅仕様

この住宅は、車椅子での部屋への出入りが可能で、流し台なども特別仕様になっています。

資格

5～14ページの資格を全て備え、次の（ア）（イ）のいずれかに該当し、現に車椅子を常時使用している方がいる世帯

（ア）身体障害者手帳を所持し、1級から4級までの方

（イ）戦傷病者手帳を所持し、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までまたは別表第1号表の3の第1款症の方

5～14ページへ

注意点

(1) 仮当選後の資格審査で、車椅子の使用状況を確認するために、身体障害者手帳などの確認と簡単な面接を行います。

(2) 常時車椅子を使用する方がいない場合は申し込みはできません。

(3) 一般住宅や特別募集住宅に申し込むこともできますが、重複しての申し込みはできません。また、一般住宅などで申し込む場合は一般仕様の住宅への入居になります。

8. 1人(単身)で申し込む場合の要件

高齢単身者・身体障がい単身者世帯 【世帯区分コード：94、98（優遇あり）】

住宅仕様

この住宅は緊急通報システムや数ヵ所の手すりを設置しています。
※緊急通報システムとは、部屋の中に設置しているボタンを押すと、部屋の外に聞こえるブザーが鳴り始め、一定の時間内に解除しなければ部屋の鍵が自動的に解錠になるシステムです。発作などの不測の事態に有効です。

資格

5～6ページの(1)～(5)、(7)及び7～14ページの資格を備え、次のいずれかに該当する方
(ア) 60歳以上で配偶者がいない方
(イ) 身体障害者手帳1級から4級までの手帳を所持し、配偶者がいない方
（ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます）

5～14ページへ

抽選優遇制度

(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので17ページをお読みください。

17ページへ

(2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、申込書の世帯区分コードは“98”（高齢単身者・身体障がい単身者（優遇あり））になり、該当しない方は、“94”（高齢単身者･身体障がい単身者）になります。
(3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。
(4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

(1) 配偶者がいる方は申し込みできません。（ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申し込み可能）
※DV 被害者の内容は、20～21ページに記載しています。

20～21ページへ

(2) 単身者世帯（24ページ参照）で申し込むこともできますが、重複しての申し込みはできません。また、単身者世帯の住宅の仕様は一般世帯と同じ仕様です。（緊急通報システムと手すりはついていません）
(3) 仮当選後の資格審査時に単身入居者のための申立書（単身で生活ができるかどうかを確認するための申立書）を提出していただきます。
(4) 緊急通報システムが設置されていない住宅もあります。

車椅子使用者世帯 【世帯区分コード：16】

注意点

住宅によっては、単身でも申し込むことができる場合があります（ただし、配偶者がいない方）ので、募集住宅一覧表で確認してください。
なお、申し込みの資格要件などは22ページをご覧ください。

22ページへ

単身者世帯 【世帯区分コード：41、43（優遇あり）】

資格

5～6ページの(1)～(5)、(7)及び7～14ページの資格を備え、下記(ア)～(ク)のいずれかに該当する方（ただし、常時の介護が必要な方で、居宅において常時の介護を受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は除きます）

5～14ページへ

(ア) 60歳以上の方で配偶者がいない方（離婚手続き中の方も含む）
※60歳未満の方の場合は（イ）～（ク）のいずれか要件を満たしていれば申し込みができます。
(イ) 生活保護法に規定する被保護者または、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
(ウ) 身体障害者手帳を所持し1級から4級までの方
(エ) 精神障害者保健福祉手帳を所持し1級から3級の方
(オ) 療育手帳を所持している方、または、知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方
(カ) 引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
(キ) ハンセン病療養所入所者等
(ク) 犯罪･DV 被害者 ※資格の内容は、20～21ページの犯罪・DV 被害者世帯に記載しています。

20～21ページへ

抽選優遇制度

(1) 一定の要件に該当する方は、抽選番号を多く割り振る抽選優遇制度の適用を受けることができますので、17ページ記載の世帯区分による抽選優遇制度をお読みください。なお、精神障害者保健福祉手帳の3級の方、療育手帳B2の方、または、軽度の知的障がい者であることを更生相談所の長から判定された方は、世帯区分による抽選優遇制度には該当しませんのでご注意ください。

17ページへ

(2) 世帯区分による抽選優遇制度に該当する方は、入居申込書の世帯区分コードは“43”（単身者（優遇あり））になり、該当しない方は、“41”（単身者）になります。
(3) 世帯区分による抽選優遇制度の適用を受けて仮当選された方は、資格審査時に抽選優遇資格を証する書類（身体障害者手帳の写しなど）を提出していただきます。
(4) 世帯区分による抽選優遇資格のない方が、抽選優遇制度の適用を受けて仮当選しても失格となります。

注意点

(1) 配偶者がいる方は申し込みできません。（ただし、離婚手続き中の方または DV 被害者は申し込み可能）
(2) 仮当選後の資格審査時に下記の書類を提出していただきます。
①単身入居者のための申立書（単身で生活できるかどうかを確認するための申立書）
②60歳未満の方は、右記資格の(ア)～(キ)を証明する書類が必要です。
(ア) 福祉事務所長の保護受給証明書
(イ) 身体障害者手帳の写し、または福祉事務所長の証明書
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳の写し
(エ) 療育手帳の写し
(オ) 永住帰国者証明書の写し、または自立支度金支給決定書の写し
(カ) ハンセン病療養所の入所を証する書類
(キ) 犯罪・DV 被害者であることの内容を確認できる証明書

9. 特別募集住宅の入居者募集について（2人以上）（1人(単身)）

特別募集住宅について、入居者を募集します。**特別募集住宅とは、前入居者において、室内で死亡事故などが発生したことが分かった住宅です。**敷金、家賃は、同一団地、同タイプの住宅と同じです。申し込みの際は、その旨をよくご理解の上、お申し込みください。

注意点

申し込みは一世帯につき１住宅のみです。
住宅タイプに応じて、単身でも２人以上でも申し込みできる住宅、２人以上が申し込みできる住宅、単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申し込みできる住宅を区分しています。
単身でも２人以上でも申し込みできる住宅に単身でお申し込みの場合、24 ページの単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。24 ページへ
単身（高齢単身者・身体障がい単身者）の方が申し込みできる住宅にお申し込みの場合、23 ページの高齢単身者・身体障がい単身者世帯の資格を満たしていることが必要です。23 ページへ

また、一般住宅や別枠募集住宅と重複しての申し込みはできません。
なお、抽選優遇制度については、他の募集区分と同様になります。

一般住宅や別枠募集住宅との重複不可

また、入居にあたっては、誓約書（死亡事故などが発生した住宅であることの了解及び入居後にこのことを理由に住替えなどの申請や異議を申し立てないこと）を提出していただきます。

10. 申し込みについてのご注意など 1

注意事項

●申し込みについて

(1) 申し込み後の、住宅、申込者及び入居する家族の変更などは一切できません。
(2) 記入漏れなどにより申し込み資格の判定が難しい場合は、補正期間を定めて不備な書類として返送します。（指定期日までに再提出がない場合は、申し込みが受理されません）
(3) 申し込み時に提出された書類は、上記(2)の場合を除いて一切お返しできません。
(4) 申し込みにおける**年齢の基準日は、申し込み締め切り日（平成 28 年8月 12 日）です。**
(5) **婚約中の人は、入居契約時（※入居期限 平成28年11月末日）までに婚姻を証明する書類（戸籍全部事項証明書または婚姻届受理証明書）**を提出する必要があります。また、仮当選後の資格審査時に婚姻に関する誓約を書いていただきます。
(6) **離婚手続き中の人は、入居契約時（※平成28年11月末まで）に離婚を証明する書類（戸籍全部事項証明書または離婚届受理証明書）**を提出する必要があります。
(7) 抽選に落選した場合でも抽選結果の通知を希望される方は、抽選結果通知書に必要事項をご記入のうえ 52 円切手を貼ってお申し込みください。
(8) 入居する部屋などの指定は一切できません。

●その他の注意事項

(1) 入居時には、**連帯保証人１名と、家賃３ヶ月分の敷金**が必要です。

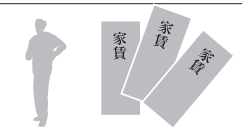

(2) 住宅内では、当公社が管理している有料駐車場以外の場所には駐車できません。駐車場がない住宅および駐車場に空き区画のない場合は、各自で住宅外の駐車場の確保をお願いします。

契約可能車両：駐車できる車の規格

(3) 家賃の支払いは、原則として**口座振替**でお願いします。
(4) 家賃は、入居者の所得状況に基づいて毎年度見直しを行います。入居者は毎年度収入の申告を行う必要があります。

10. 申し込みについてのご注意など 2

失格事項

(1) **インターネット申し込みと入居申込書の両方で申し込んだ場合**
(2) **１世帯につき２件以上申し込みをした場合、また、申込者・同居者問わず、同一の氏名を２件以上の申込に記入・入力した場合**
(3) 申込書の記入事項やその他の提出書類にいつわりのあることが判明した場合、または必要書類の提出がない場合
(4) 以前市営住宅に住んでいた方で、家賃滞納・迷惑行為などにより法的措置を受けたことがある方および市営住宅条例に違反したことがある方を含む申し込みの場合
(5) 複数人での申し込みが要件となっている住宅で、入居契約時に人数の減少で入居者数が規定に満たない場合
(6) 入居前までに世帯区分の資格要件に該当しなくなった場合
(7) 一般世帯以外の世帯区分で申し込み、審査などで世帯区分に該当しないことが判明した場合
(8) 契約期限（平成 28 年 11 月末）までに契約できない場合
(9) その他、市営住宅に入居する資格がないことが判明した場合

抽選後の取り扱い

(1) 仮当選者の他に、補欠者を抽選で決定します。補欠者は仮当選者の中から辞退者および失格者が生じた場合に繰り上げ当選となります。繰り上げ当選となった場合は文書で通知します。
(2) 空き家の住宅の紹介は当選順位にしたがって行いますので、当選してもすぐに入居できるわけではありません。また、当選順位が下位の方は、入居時期が遅くなることがあります。

仮当選後の辞退について

抽選の結果、仮当選者となった後に**辞退された場合、これまでの申し込み回数が０（ゼロ）となり、次回からの申し込みは１回目からとなります。**募集住宅一覧表29～50 ページへに、エレベーターの有無や住所、築年数などを記載しております。申し込む前に、これらの情報をよくご確認のうえ、申し込んでください。

●よくある辞退理由		●辞退しないために（募集係からのお願い）
①場所が不便である。	➡	①募集住宅一覧表の「所在地」を確認してください。
②階段昇降が困難である。	➡	②１階の部屋を申し込むか、エレベーターがある住宅を申し込んでください。
③建物が古い。	➡	③募集住宅一覧表の「竣工年度」を確認してください。
④特別募集住宅の内容をよく理解していなかった。	➡	④特別募集住宅とは、前入居者において、室内で死亡事故などが発生したことがわかった部屋です（２５ページ参照）。このことを十分ご理解のうえ、申し込んでください。

補欠者への住宅斡旋（あっせん）制度について（試行）

(1) 募集の申込期間が終了した時点で、申込者数が募集戸数に満たなかった住宅について、同じ住宅種別（１８ページに記載）の補欠者は、その住宅の斡旋を希望することができます。18 ページへ
(2) 申込者数が募集戸数を満たした住宅種別の補欠者に対しては、斡旋できる住宅がありませんので、この制度による斡旋は行いません。
(3) 斡旋を行う補欠者には、抽選会後、補欠通知書と共に住宅斡旋の案内書及び申込書を郵送します。
(4) 斡旋を希望される場合は、公社に郵送または持参により(3)の申込書の提出が必要です。申込受付期間や対象住宅などの詳細は、案内書にてお知らせします。
(5) 申し込みできる住戸は１住戸です。申し込みが複数ある場合は、抽選により仮当選者を決定します。
(6) **この制度により仮当選者となった場合は、補欠者としての権利が失われます。斡旋の申し込みをされるときは、十分ご注意ください。**